

平成30年第3回臨時組合議会（平成30年12月21日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

平成30年第3回入間東部地区事務組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（12月21日）	3
出席議員	3
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午後2時00分）	5
◎管理者挨拶	5
◎議会運営委員長の報告	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	8
◎出席説明員の報告	8
日程第3 議案審議	8
◎第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）	8
◎第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
◎第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例	8
◎第15号議案 公平委員会委員の選任について	8
日程第4 閉会中の継続調査の申し出（議会運営委員会）	20
◎管理者挨拶	20
閉会の宣告（午後2時50分）	20
署名	23

平成30年第3回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年12月13日

入間東部地区事務組合管理者 高 畑 博

- 1 期 日 平成30年12月21日（金）午後2時
- 2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）
- 3 付議事件
- （1）第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）
 - （2）第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - （3）第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
 - （4）第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - （5）第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例
 - （6）第15号議案 公平委員会委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	伊勢田 幸 正 議員	2番	斉 藤 隆 浩 議員
3番	大 築 守 議員	4番	西 和 彦 議員
5番	細 谷 三 男 議員	6番	小 松 伸 介 議員
7番	篠 田 剛 議員	8番	今 成 優 太 議員
9番	伊 藤 美枝子 議員	10番	小 高 時 男 議員
11番	細 田 三 恵 議員	12番	本 名 洋 議員
13番	根 岸 操 議員	14番	塚 越 洋 一 議員
15番	久 保 健 二 議員		

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 会

(第 1 号)

平成30年第3回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年12月21日(金)

午後2時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案審議

第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）

第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例

第15号議案 公平委員会委員の選任について

日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会

議会議長

△出席議員（15名）

1番	伊勢田 幸 正 議員	2番	斉 藤 隆 浩 議員
3番	大 築 守 議員	4番	西 和 彦 議員
5番	細 谷 三 男 議員	6番	小 松 伸 介 議員
7番	篠 田 剛 議員	8番	今 成 優 太 議員
9番	伊 藤 美枝子 議員	10番	小 高 時 男 議員

11番 細田三恵 議員
13番 根岸 操 議員
15番 久保健二 議員

12番 本名 洋 議員
14番 塚越洋一 議員

△欠席議員 なし

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

森山祥一 事務職員 三村友美 事務職員
新井良輔 事務職員

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高畑 博	管 理 者	星野光弘	副 管 理 者
林 伊佐雄	副 管 理 者	金子一也	会 計 管 理 者
内田秀美	事 務 局 長	高橋映治	総 務 課 長
塩野 浩	消 防 長	玉田幸三	次 長 兼 指揮統制課長
長谷川 義 兼	消 防 総 務 課 長	木村 誠	予 防 課 長
坂 寄 節 夫	警 防 課 長	秦 義 雄	救 急 課 長
柿島勝巳	西 消 防 署 長	星野 博	東 消 防 署 長

.....

○大築 守議長 それでは、定刻になりましたので、開会前に1点ご連絡を申し上げます。

管理者から議会終了後、新たな地震体験車が納車されましたので、新車両の見学会を開催したいとの申し入れがありましたので、議員の皆様におかれましては、できる限りご参加いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

.....

△開会及び開議の宣告（午後 2時00分）

○大築 守議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから平成30年第3回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎管理者挨拶

○大築 守議長 挨拶のため管理者から発言が求められておりますので、これを許可します。

高畑博管理者。

○高畑 博管理者 皆さん、こんにちは。平成30年入間東部地区事務組合第3回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、このたび12月16日に執行されました三芳町長選挙におきまして当選の榮譽に浴されました林伊佐雄町長におかれましては、心からお祝いを申し上げます。林町長におかれましては、当事務組合の副管理者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、組合運営に対しまして、これまで同様、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、消防行政活動についてご報告を申し上げます。先月18日、当事務組合東消防署において行われました平成30年度入間東部地区事務組合消防特別点検におきましては、早朝より組合議員の皆様を初め関係する多数の皆様のご臨席を賜り、成功裏に終了することができましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

当日、展開されました服装・規律及び機械器具点検並びにポンプ車操法は、日ごろから取り組んでいる訓練のたまものであることを強く感じるとともに、厳正な規律のもとで行動する姿は、皆様にも非常に頼もしく感じていただいたことと思います。

新年1月13日には、三芳町立総合運動公園におきまして出初式を実施いたしますので、ご

臨席賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年1年間を振り返りますと、まさに大自然の猛威にさらされた1年でありました。1月には、関東地方でも20センチを超える積雪による影響で首都圏の交通網は大きな被害を受け、日常生活が大きく混乱をしました。また、火山活動については草津白根山、霧島山、口永良部島と噴火活動が発生し、人的な被害をもたらしました。

4月には大分県での土砂災害、7月には西日本を中心とした豪雨災害によって、とうとい命が失われました。

また、台風による被害も甚大であり、8月に発生した台風第13号及び第20号、9月に発生した台風第21号及び第24号と毎週のように日本列島に上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。

さらに、地震による被害も甚大でありました。島根県西部を震源とする地震、大阪府北部を震源とする地震、そして9月には北海道胆振東部地震と相次いで大きな地震が発生しました。特に北海道胆振東部地震は41名のとうとい人命が失われる被害をもたらし、自然災害の脅威を痛切に感じたところであります。

また、自然災害のみならず、今月16日の夜には、札幌市豊平区の繁華街で爆発が起き、飲食店や店舗が吹き飛ばされるという大事故が発生しました。

このような状況を踏まえて、我々消防機関はあらゆる災害に対応するため、防災体制の強化をさらに進めていかなければなりません。そして、どのような災害が発生しても、住民の生命、身体及び財産を守るという責務のもと、不断の備えを万全にし、より一層信頼される体制づくりを推し進めてまいりたいと考えております。

次に、衛生行政についてご報告申し上げます。現在、旧し尿処理施設の跡地利用につきましては、バイオガス事業用地として土地を貸し付け、浄化センターの処理水を供給することについて当該事業者と協定を締結してございます。現在の進捗状況といたしましては、土地に関する契約及び用水に関する契約につきまして、構成市町及び当該事業者と調整を進めているところでございます。

なお、浄化センターの処理水をバイオガスプラントへ送水するためのポンプ及び配管工事が必要となったため、構成市町との協議を踏まえ、今回、用水供給施設整備工事費用につきまして補正予算を編成させていただきました。

詳細につきましては、後ほどご審議いただく際、説明させていただきますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

今後におきましても、管内26万人の住民が安全安心かつ快適な暮らしが送れるよう、より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

.....
◎議会運営委員長の報告

- 大築 守議長 議会運営委員会の報告を求めます。

小松委員長。

- 小松伸介議会運営委員長 本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議いたしましたので、ご報告いたします。

提出議案につきましては、平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部改正、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部改正、入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部改正、公平委員会委員の選任、以上6件でございます。

また、資料要求書の提出はないことを確認いたしました。

会期につきましては、執行部からの提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日1日とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程(案)のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ですが、議事日程(案)の(案)を二重線で消していただきたいと思います。

このほか、閉会中における継続調査の件につきまして、議長宛てに申し出を行うことに決定をいたしました。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

- 大築 守議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

.....

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 大築 守議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番・伊藤美枝子議員、10番・小高時男議員を指名いたします。

.....

△日程第2 会期の決定

- 大築 守議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 大築 守議長 ご異議なしと認めます。

したがって，会期は本日1日と決定いたしました。

.....
◎出席説明員の報告

- 大築 守議長 地方自治法第121条の規定による説明員は，お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので，ご了承願います。

.....
△日程第3 議案審議

◎第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）

◎第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

◎第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例

◎第15号議案 公平委員会委員の選任について

- 大築 守議長 日程第3，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

- 森山祥一事務職員 （議案名朗読）

- 大築 守議長 以上，議案6件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

高畑博管理者。

- 高畑 博管理者 それでは，臨時会に上程させていただきました各議案の提案理由を申し上げます。

初めに，第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）でございますが，本議案は歳入歳出の補正が生じたので，地方自治法第96条第1項第2号の規定により，提出するものでございます。

次に、第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は平成30年8月10日付人事院の国家公務員に対する給与の改定に関する勧告等に鑑み、組合議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提出するものでございます。

続きまして、第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は平成30年8月10日付人事院の国家公務員に対する給与の改定に関する勧告等に鑑み、組合管理者及び副管理者の期末手当の支給割合の改定を行うため、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提出するものでございます。

次に、第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は平成30年8月10日付で人事院が行った国家公務員の給与に関する勧告を踏まえ、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提出するものでございます。

続きまして、第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条文を整理するため、入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提出するものでございます。

最後に、第15号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、本議案は公平委員会委員の加治隆氏が平成31年3月29日をもって任期満了となるため、後任として深野富雄氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提出するものでございます。

各議案の提案理由は以上でございます。ご審議、ご可決賜りますようお願いいたします。

○大築 守議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

内田事務局長。

○内田秀美事務局長 それでは、第10号議案 平成30年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをごらんください。第 1 表，歳入歳出予算補正。本補正予算につきましては，歳入歳出にそれぞれ2,056万8,000円を追加し，歳入歳出総額のそれぞれを43億6,451万円とするものでございます。

続きまして，議案書 3 ページをごらんいただきたいと存じます。歳入歳出予算事項別明細書，歳出でございます。今回の補正予算の編成理由につきましては，2 点ございます。第 1 点目につきましては，平成30年 8 月に行われました人事院勧告に伴う議会議員，正副管理者の期末手当の支給率の引き上げ並びに事務組合職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給率の引き上げによる影響額として，人件費の増額補正を行うものでございます。

なお，今回の補正では，現行予算額と給与との改定後の給与支給総額とを比較検討し，金額に不足が見込まれるもののみを補正予算に計上させていただきました。また，今後，事務執行上不足額が生じるおそれのある費目につきましても，あわせて補正予算を計上させていただきました。

今年の人事院勧告のうち特に給与関係の勧告内容についてでございますが，まず給料表の改定につきましては民間事業所の実態調査をもとに平均改定率を0.2%とし，金額にしまして400円から1,500円の幅をもって給料表を改定処理，当組合としても勧告に準じた内容をもって給料表の改定の予定をさせていただいております。

また，賞与，いわゆるボーナスについてでございますが，その見直しにつきまして行われまして，勤務実績に応じた給与を推進するため，勤勉手当の支給率の引き上げが勧告され，その支給率を0.05月引き上げ，12月支給分を0.9月から0.95月に引き上げ，勤勉手当の支給率合計を1.85月とするものでございましたので，当組合としましても勧告に準じた内容をもって勤勉手当の改定予定をさせていただいております。

以上を踏まえ，人件費関係の予算につきましては，具体的には一般管理費に計上する正副管理者の期末手当4,000円，衛生管理費に計上する事務組合職員の勤勉手当6万2,000円，し尿処理費に計上する浄化センターに勤務する職員の勤勉手当2万円，埼玉県市町村職員共済組合負担金8,000円を計上させていただきました。また，業務執行上，不足額が見込まれまず地域手当21万円，時間外勤務手当44万6,000円を合わせて計上させていただきました。

本補正予算の 2 点目の編成方針でございますけれども，2 点目につきましてはバイオガス事業の実施のための準備として工事費用の計上をさせていただきました。具体的にはし尿処理費に排水ポンプ及び配管工事の施工に要する費用としまして1,981万8,000円を計上させていただきました。このことにより事業者が来年度計画しておりますバイオガスプラント工事に対応しようとするものでございます。具体的には，現在の放流ポンプ 2 基の大きさが2.2キロワットとあるものを7.6キロワットに 3 倍程度大きくするものでございます。また，プラント工場敷地境界までの配管約55メートルの配管工事を行うものとなっております。

なお、バイオガス事業につきましては、プラント工事が平成31年度の1カ年を予定し、プラント工場の稼働につきましては平成32年度からとなっております。

説明については以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○大築 守議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 何点かちょっと確認をさせていただきます。

まず1つ目は、今回、汚水処理施設のほうから配管工事と電力の供給ということだとされていますが、これはバイオガスプラントは土地を貸すということであって、基本的には組合のプラントではないわけです。それで組合のほうの施設を経由して電力と、その配管をというふうになったのは、独自にやらなくてこういうふうになったのはどういう理由なのか、その辺をご説明願います。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 本工事につきましては、官民連携事業ということで私ども捉えておりまして、当初から私どもの用水、処理水を活用しながらバイオマス事業を運営するという形で、県内でも初めての事業というふうに私、埼玉県から聞いておりますけれども、官民連携事業の中で取り組む。その役割分担としまして私どものほうからは用水の供給をする、そしてまた土地をお貸しするという形で官民連携事業の構築を図ってまいりたいというふうなことで、事業の構築を図っているところでございます。

以上でございます。

○大築 守議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 用水は処理水の活用ということでわかりました。電力については、独自の引き込みではないわけですか。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 電力につきましては、バイオガスプラント工場への供給は行う予定はございませんので、独自に引いていただくという形になっております。

○大築 守議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 そうしますと、ポンプを能力アップすることだけでの対応ということで、電力は全く別ということですのでよろしいのですね。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 そのとおりでございます。

○大築 守議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 あと契約上のことでちょっと確認をさせていただきます。用水の供給を当

組合のほうが責任を持つという契約内容になっているわけですがけれども、当地域は冠水地域でハザードマップにも指定されておりますけれども、この図面を見ますとG Lより下に施設があるわけです。そういう点で、よしんば福岡江川が排水できなかった場合とか、新河岸川があふれた場合、冠水をした場合、いわゆる密閉型施設として冠水による影響は排除できる設計として今回なっているのかどうなのか。もし冠水して用水が供給できなかった場合のリスクや、また損失負担等は契約上どうなっているのか、その辺をお願いします。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 自然災害等で事業の継続性が失われるという場合につきましては、プラント工場につきましては一旦停止という形になるかと思えます。また、復旧までの間につきましては、事業者と協議をするという形になっております。

以上でございます。

○大築 守議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 プラントのほうの機能は私よくわからないのですが、用水が例えば停止した場合、プラントを安全に停止させる構造になっているかどうか、その辺ちょっと確認いたします。

○大築 守議長 休憩します。

.....
休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時27分
.....

○大築 守議長 再開いたします。

内田事務局長。

○内田秀美事務局長 私どものほうから処理水、用水を供給するという計画になっておりますので、用水の供給ができないということになれば、プラント工場については、一旦は停止するという形になるということでございます。

○大築 守議長 ほかに質疑はございますか。

伊勢田議員。

○1番伊勢田幸正議員 1番、伊勢田でございます。幾つか伺いたいと思います。

1点目として、この配管の工事の工期を伺いたいと思います。大まかなもので構いませんので、お答えいただければと思います。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 工期につきましては、私ども本議会に予算計上させていただいておりますので、ご可決賜りましたらすぐに契約をさせていただきます。来年の3月末を目指して工

事のほうの進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

○大築 守議長 伊勢田議員。

○1番伊勢田幸正議員 2点目として、し尿の受け入れへの影響は、この工事に伴ってあるのか、そこを確認したいと思います。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 本工事に伴うし尿への影響というのは、全くございません。

以上です。

○大築 守議長 伊勢田議員。

○1番伊勢田幸正議員 それでは最後に、今回2,000万弱の投資をある意味組合のほうから行うわけですが、先ほど管理者からのご説明があったとおり、契約についてはまだ詳細はこれからということで承知いたしました。現状、この2,000万の投資を回収するのにどれくらいの年数が見込めるのか、そこを確認したいのですが。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 契約内容については、相手方もあるものですから詳細には申し上げられませんけれども、私どもが今想定しているのは、2,000万円ほど投資をします。この回収に関しては短期での回収が見込まれるというふうには考えております。

○大築 守議長 伊勢田議員。

○1番伊勢田幸正議員 短期とは具体的にどの程度か、答えられる範囲で構いませんので、お願いします。

○大築 守議長 内田事務局長。

○内田秀美事務局長 今回、私ども三菱マテリアルの子会社100%でございますけれども、ニューエナジーふじみ野という会社と賃貸契約を結ぶわけでございますけれども、その賃貸契約の契約期間が、全体を通しますと23年間の契約期間となっております。そのうちの相当数の短期での回収ということを見込んでおるということでございます。

○大築 守議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大築 守議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

内田事務局長。

○内田秀美事務局長 第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成30年8月に人事院の勧告が行われましたことを受けまして、当組合として総合的に鑑みた結果、当組合議員の期末手当の支給率の改正を行うものとしたものでございます。

本年の人事院勧告では、国家公務員の勤勉手当の支給率の引き上げを行っておりますが、当組合議員の手当につきましては期末手当に勤勉手当に相当する支給割合を上乗せして支給するという方式をとっておりますので、今回につきましても同様に総支給月数を人事院勧告に沿って見直しを行いました。具体的には改正条例の第1条において、本年12月の支給分の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、2.275月を2.325月とするものでございます。

また、改正条例の第2条におきましては、平成31年度からは6月支給分並びに12月支給分の期末手当の支給月数を平準化するという目的から、年間合計支給率である4.45月を均等に2つに分けまして、それぞれ2.225月とするものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、第1条については公布の日からとし、第2条については平成31年4月1日からとなっております。第1条の改正規定につきましては、平成30年12月1日からの遡及適用とさせていただいております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○大築 守議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第11号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大築 守議長 挙手多数であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

内田事務局長。

○内田秀美事務局長 第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成30年8月に人事院勧告が行われましたことを受けまして、当組合として総合的に鑑みた結果、当組合管理者及び副管理者の期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

本年の人事院勧告では、国家公務員の勤勉手当の支給率の引き上げを行っておりますが、当組合管理者及び副管理者の手当につきましては、期末手当に勤勉手当に相当する支給割合を上乗せして支給するという方式を採用しておりますので、今回につきましても同様に総支給月数を人事院勧告に沿って見直しを行わせていただきました。具体的には改正条例の第1

条において、本年12月支給分の期末手当の支給率を0.05月引き上げ、2.275月を2.325月とするものでございます。

また、改正条例第2条においては、平成31年度からは6月支給分並びに12月支給分の期末手当の支給月数を平準化するという目的から、年間合計支給率である4.45月を均等に2つに分割しまして、それぞれ2.225月とするものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、第1条においては公布の日からとし、第2条においては平成31年4月1日からとなっており、第1条につきましては平成30年12月1日からの遡及適用とさせていただきます。

説明については以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○大築 守議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第12号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大築 守議長 挙手多数であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 人間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

内田事務局長。

- 内田秀美事務局長 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本年行われました国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、当該勧告に準じて、当組合職員の給与内容を改定しようとするものでございます。

改正する主な内容につきましては3点ございます。1点目につきましては、勤勉手当の支給率の引き上げでございます。第1条中の第27条第2項の改正規定において、本年12月に一般職員に支給する勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、0.9を0.95とするものでございます。なお、あわせまして再任用職員にありましては、0.425月を0.475月とするものでございます。

2点目につきましては、給料表の改定でございます。人事院勧告では、平均改定率を0.2%の引き上げとし、400円から1,500円までの幅をもって給料月額を改定しておりますので、当組合職員においても第1条中の別表第1の改正規定において同様の措置をとることとさせていただきます。級別引き上げ額の幅につきましては、お配りしました参考資料番号4、平成30年度事務組合職員の給与改定の概要をごらんいただきたいと存じます。

3点目は、平成31年度以降の支給月における期末手当及び勤勉手当の支給率の平準化でございます。平成30年度におきましては、6月支給分と12月支給分では支給率が異なっておりましたが、平成31年度以降におきましては第2条中の第24条第2項の改正規定において、期末手当にあつては年間支給率合計である2.6月を2つに分割し1.3月ずつとし、6月及び12月に支給し、第2条中の第27条第2項の改正規定において、勤勉手当にあつては年間の支給率である1.85月を2つに分割し0.925月ずつとし、6月及び12月に支給するものとするものでございます。

なお、給料表の改定につきましては、平成30年4月1日までさかのぼり適用し、勤勉手当の支給率につきましては平成30年12月1日までさかのぼり適用することとさせていただきます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 大築 守議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第13号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 大築 守議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 大築 守議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

内田事務局長。

- 内田秀美事務局長 第14号議案 入間東部地区事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、さきの国会において可決成立し、平成30年5月30日に公布されました不正競争防止法等の一部を改正する法律第2条の工業標準化法の一部改正によって、従来日本工業規格、いわゆるJIS規格と使用していた呼び名が、このたびの法律改正で日本産業規格に改まることとなったことから、当組合が制定しました条例において、この用語を引用する4つの条例の条文を整理するために必要な改正を行ったものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、改正後の産業標準化法の施行日である平成31年7月1日とさせていただきます。なお、今回の法律改正では、いわゆるJIS規格として標準規格を定めていた内容につきましては、あくまで工業分野のみでありましたが、今後においては国際標準に対応したデータやサービス分野を含む幅広い産業全体の標準規格を目指すこととしたことから、名称についてもそれにふさわしい内容となるよう改正したものと聞いております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 大築 守議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第14号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大築 守議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○大築 守議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第15号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事に関する案件でありますので、先例により討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより第15号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大築 守議長 挙手全員であります。

よって、第15号議案は、これに同意することに決定いたしました。

△日程第4 閉会中の継続調査の申し出

○大築 守議長 日程第4，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○大築 守議長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○大築 守議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。高畑博管理者。

○高畑 博管理者 平成30年入間東部地区事務組合第3回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご提案申し上げました各議案に対しまして慎重にご審議いただき、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

これからも管内における住民の安全安心の確保と快適な生活を過ごせるよう、職員一丸となり職務に邁進してまいります。

議員の皆様におかれましては、健康に留意され、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

△閉会の宣告（午後 2時50分）

○大築 守議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○大築 守議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。